

## 被災家屋等の解体・撤去制度 申請書類一覧（公費解体）

申請時には、申請者（代理人の場合は代理人）の身分証明書原本をお持ちください。

（顔写真が付いているものは1種類、顔写真のないものは2種類用意してください）

また、書類に不備があった場合、訂正印が必要となるため、印鑑（申請者本人の場合は実印、法人の場合は代表者の登録印）をお持ちください。

### （1）必須書類

| 書類                      | 備考                                 | 問合せ先                                     |
|-------------------------|------------------------------------|--|
| り災証明書、被災証明書             | 被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のもの    | 下記参照※2                                   |
| 被災家屋等の現況写真              | 対象物の全景を撮影し、カラー印刷してください。            | —  |
| 被災家屋等の登記事項（建物）全部事項証明書※1 | 未登記の場合は、固定資産税評価証明書または名寄帳を準備してください。 | 新潟地方法務局<br>Tel025-222-1561<br>市役所・区役所・役場 |
| 申請者の印鑑登録証明書※1           |                                    | 市役所・区役所・役場                               |
| ○申請書                    | 様式第1号                              | 窓口又はダウンロード                               |
| ○被災家屋等の配置図              | 様式第2号                              | 窓口又はダウンロード                               |

※1 発行から3か月以内のものを提出してください。

※2 り災証明書、被災証明書の入手方法

| 書類    | 対象             | 問合せ先                               |
|-------|----------------|------------------------------------|
| り災証明書 | 住家（居住実態のある家屋）  | 市ホームページ                            |
| 被災証明書 | 店舗、事務所等事業用途の物件 | 産業政策・イノベーション推進課<br>Tel025-226-1610 |
|       | 農業用途の物件        | 各区の農業担当課                           |

り災証明書、被災証明書が発行されない場合、公費解体の対象となりません。

### （2）代理人が申請する場合の追加書類

| 書類   | 備考    | 問合せ先       |
|------|-------|------------|
| ○委任状 | 様式第3号 | 窓口又はダウンロード |

### （3）共有者又は相続人がいる場合の追加書類

| 書類             | 備考    | 問合せ先       |
|----------------|-------|------------|
| ○該当者全員の同意書     | 様式第4号 | 窓口又はダウンロード |
| 該当者全員の印鑑登録証明書※ |       | 市役所・区役所・役場 |

※発行から3か月以内のものを提出してください。

### （4）貸家等で入居者がいる場合の追加書類

| 書類             | 備考    | 問合せ先       |
|----------------|-------|------------|
| ○賃借人全員の一覧      | 様式第5号 | 窓口又はダウンロード |
| ○賃借人全員の同意書     | 様式第6号 | 窓口又はダウンロード |
| 賃借人全員の印鑑登録証明書※ |       | 市役所・区役所・役場 |

※発行から3か月以内のものを提出してください。

(5) 被災家屋等に抵当権その他の権利が設定されている場合の追加書類

| 書類               | 備考    | 問合せ先       |
|------------------|-------|------------|
| ○権利設定者全員の一覧      | 様式第5号 | 窓口又はダウンロード |
| ○権利設定者全員の同意書     | 様式第6号 | 窓口又はダウンロード |
| 権利設定者全員の印鑑登録証明書※ |       | 市役所・区役所・役場 |

※発行から3か月以内のものを提出してください。

(6) 分譲マンションについて申請する場合の追加書類

| 書類                         | 備考    | 問合せ先       |
|----------------------------|-------|------------|
| マンション建替え決議又はマンション取壊し決議の議決書 |       |            |
| ○区分所有者全員の一覧                | 様式第5号 | 窓口又はダウンロード |
| ○区分所有者全員の同意書               | 様式第6号 | 窓口又はダウンロード |
| 区分所有者全員の印鑑登録証明書※           |       | 市役所・区役所・役場 |

※発行から3か月以内のものを提出してください。

(7) 法人格を持つ中小企業者・公益法人等が申請する場合の追加書類

| 書類          | 備考 | 問合せ先                       |
|-------------|----|----------------------------|
| 法人の登記事項証明書※ |    | 新潟地方法務局<br>TEL025-222-1561 |

※発行から3か月以内のものを提出してください。

(8) 所有者が死亡し、相続人が決定している場合の追加書類

| 書類                 | 備考                            | 問合せ先       |
|--------------------|-------------------------------|------------|
| 遺産分割協議書            |                               |            |
| 相続人全員の印鑑登録証明書※     |                               | 市役所・区役所・役場 |
| 所有者が死亡していることがわかる書類 | 戸籍謄本または除籍謄本                   | 市役所・区役所・役場 |
| 相続人全員の戸籍謄本         | 遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員だと分かるもの | 市役所・区役所・役場 |

※発行から3か月以内のものを提出してください。

(9) 所有者が死亡し、相続人が決定していない場合の追加書類

| 書類                 | 備考           | 問合せ先       |
|--------------------|--------------|------------|
| ○相続人全員の同意書         | 様式第4号        | 窓口又はダウンロード |
| 相続人全員の印鑑登録証明書※     |              | 市役所・区役所・役場 |
| 所有者が死亡していることがわかる書類 | 戸籍謄本または除籍謄本  | 市役所・区役所・役場 |
| 相続人全員の戸籍謄本         | 相続人全員だと分かるもの | 市役所・区役所・役場 |

※発行から3か月以内のものを提出してください。